

(案)

平成 29 年 6 月 12 日
府国保運営協議会 資料 2

京都府国民健康保険運営協議会運営規程

(趣 旨)

第 1 条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令及び京都府国民健康保険運営協議会規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(招集通知)

第 2 条 会長は、原則として、会議開催日 10 日前までに各委員に会議招集を通知するものとする。

(意見の聴取)

第 3 条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開 議)

第 4 条 議長が会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。

(発 言)

第 5 条 出席した委員又は第 3 条の委員以外の者（以下「出席者」という。）が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2 人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その中の 1 人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

3 出席者が発言を求めたときは、議長は、ただちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

(退席要求)

第 6 条 議長は、第 3 条の委員以外の者の意見等が十分に述べられたと認められるときは、これらの者に対して、退席を求めることができる。

(討 論)

第 7 条 討論は、議題外にわたることができない。

2 討論が冗長にわたり、または不必要な議論と認めるときは、議長は制止することができる。

(議 事)

第 8 条 議長は、討論の論旨が尽きたと認め、議事を決しようとするときは、その議題及び議事を決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言することができない。

3 議事の可否を表明する方法は、議長の指示による方法を用いるものとする。

(欠 席)

第 9 条 委員が会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長

(案)

に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(議事妨害)

第10条 出席者は、会議中私語、その他会議を妨げる言動をなし、若しくは不穏な言語を用い、又は他人の一身上にわたる発言をすることができない。

(議場整理)

第11条 議長は議場を整理する。

2 議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録の作成)

第12条 会議を開催したときは、会議録を作成して、議長の指名した出席委員2人がこれに署名する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成29年 月 日から施行する。

国民健康保険運営協議会の概要(都道府県、市町村)

京都府国保運営協議会(新設)

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の策定 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表(4名) ・保険医又は保険薬剤師代表(4名) ・公益代表(4名) ・被用者保険代表(2名)

市町村国保運営協議会(既設置)

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考)

【改正後国民健康保険法(平成30年4月1日施行)】

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

(略)

【改正法附則】

第9条 …(略)…平成30年改正後国保法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前に
おいても行うことができる。